

# 沖縄県北部エリア内の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が所有する施設の修繕工事に係る事前指名者の募集について

平成22年 7月21日

郵便事業株式会社 財務部門担当執行役員 中城 吉郎  
郵便局株式会社 取締役副社長 斎尾 親徳

沖縄県北部エリア内の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が所有する施設の修繕工事を実施する請負者について、期間を定めてあらかじめ指定（以下「事前指名」という。）するため、事前指名者を募集する。

1 募集の目的 施設の修繕工事等を良好な品質で短期間にかつ安価に実施するため。

## 2 募集の概要

- (1) 件名 沖縄県北部エリア内の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社施設の修繕工事等請負者の事前指名
- (2) 対象施設 別紙1のとおり。
- (3) 対象契約範囲 請負契約の金額が郵便事業株式会社においては100万円（税抜き）未満、郵便局株式会社においては100万円（税込み）以下の工事（建築一式工事・電気工事・管工事）を対象とする。ただし、年末始仮設建物及び別に定める専門工事を除くものがある。
- (4) 事前指名期間 平成22年10月1日から平成23年9月30日まで
- (5) 事前指名条件 別紙2のとおり。
- (6) 本件は、事前指名を行うために、技術資料及び技術資料添付書類（以下「技術資料等」という。）の提出を幅広く求め、提出された技術資料等の審査及び評価により第三順位者まで順位付けを行い、第一順位者の者を指名するものである。

なお、別に募集する他エリアへの応募も可能とするが、技術資料等で求める2名の担当技術者は、他のエリアに重複して応募できないものとする。

## 3 応募資格要件

- (1) 次のア、イ、ウ、エ及びオに該当しない者であること。
  - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。
  - イ 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過していない者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。
    - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

- (ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
- (イ) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) その他、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社に損害を与えた者
- (キ) 平成19年10月1日以降に事前指名を取り消された者

ウ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。

- (ア) 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険（以下「日本郵政グループ各社」という）が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
- (イ) 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (ウ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定をした者を除く。

オ 技術資料等の審査基準日に、沖縄県において日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、内閣府沖縄総合事務局又は沖縄県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。

- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けた者で次の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、技術資料等受付締め切り日の1年7か月前までとし、かつ最新のものであること。

総合評定値 の工事種別	建築一式	総合評定値	求めない
事業所の所在地に関する要件	沖縄県に建設業法上の本店・支店又は営業所を有すること。		
施工実績に関する要件	<p>平成12年度以降に完成（技術資料の提出期限日までに完成、引渡し済んでいるものに限る。）した、次の(1)及び(2)の要件を満たす、元請又はこれに準ずる者として施工した建築一式工事の施工実績を2件以上有すること。</p> <p>(1)（表5）に掲げる建物用途であること。</p> <p>(2) 請負工事費が100万円（税込み）を超える新築、増築又は模様替工事であること。</p> <p>注）・新築又は増築工事とは、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・模様替工事とは、内装に係る建築一式工事をいう。</li> <li>・増築工事は、別棟増築、横増築及び上階増築等の増築形態を問わない。</li> </ul>		

配置技術者に関する要件
(1) 4名以上の(表-1)の資格を保有する技術者を有していること。 (2) (表-1)の資格をもった技術者2名を、当エリアの担当者として選定できること。
その他
緊急工事が発生した場合は通年(土曜日、日曜日、祝日及び夜間を含む。)で対象施設におおむね2時間以内に到着し対応できること。

#### 4 技術資料等提出担当部署

区分	担当部署	電話番号	住所
技術資料等 提出先	日本郵政株式会社 近畿施設センター 総務グループ 計画・契約担当	06-6944-5603 FAX 06-6943-1964	〒530-8797 大阪市中央区北浜東3-9 日本郵政グループ 大阪ビル 3階
技術資料等 審査	日本郵政株式会社 近畿施設センター 技術グループ 営繕担当	06-6944-5602 FAX 06-6943-1964	

#### 5 技術資料等の手続き等

手続等	期間・期日・期限(注1)	場所
技術資料作成 に係る資料の 交付	平成22年 7月21日(水)から 平成22年 8月19日(木)まで	日本郵政グループホームページ (建設工事関係)よりダウンロード(注2)
技術資料等 受付締め切り	平成22年 8月19日(木) までに持参又は郵送(締切日までに 必着)により提出	〒530-8797 大阪市中央区北浜東3-9 日本郵政グループ 大阪ビル 3階 日本郵政株式会社 近畿施設センター (総務グループ 計画・契約担当 あて)
審査結果 通知日	平成22年 8月30日(月)	書面により通知

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時(正午から午後1時の間を除く。)

(注2) 日本郵政グループホームページ

(アドレス) <http://www.japanpost.jp/>

[日本郵政グループホームページ](#) [会社情報](#) [調達情報](#) [建設工事関係](#)

[入札公告](#) [沖縄エリア/郵便事業株式会社/建設工事関係\(入札公告等\)](#)

## 6 技術資料の提出等

### (1) 技術資料等の提出方法

技術資料等は、上記 5 に示す期限、場所に持参又は郵送（一般書留郵便に限る）により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

なお、技術資料等を郵送で提出する場合は、一般書留郵便を差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）」の写しを技術資料等受付締め切り日までに上記 4 に示す技術資料等提出担当部署にファクシミリにより送信すること。（ファクシミリ送信様式は別記のとおり。）

### (2) その他

下記 9 (3) の通知に必要な返信用封筒として、提出者の住所及び商号又は名称を記載し、速達一般書留郵便料金分の郵便切手（770円）を貼付した長3号封筒を併せて提出すること。

## 7 技術資料の審査

(1) 審査は、提出された技術資料に基づき、（表 - 2）、（表 3）及び（表 - 4）の項目について審査する。

(2) （表 - 2）中の応募資格要件のいずれかが否に該当する場合は不適格とし、（表 - 3）及び（表 - 4）の審査は行わない。

## 8 事前指名者の決定方法

(1) （表 - 4）の評価において、別に定める基準ポイント数の制限の範囲内で、最も評価の高い者を第一順位者として決定し指名する。

なお、第一順位者以外に別に定める基準ポイント数の制限の範囲内の第三順位者までの順位付けを行う。

(2) 指名された者が、指名を取り消された場合は第二順位者以降を指名する。

(3) (1) において、（表 - 4）の評価が同評価となった場合は、別途、近畿施設センターにおいてくじで順位者を決定する。

なお、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、審査に関係のない社員にくじを引かせる。

## 9 審査結果及び指名通知等

(1) 技術資料等の審査基準日は、平成 22 年 8 月 19 日（木）とする。

(2) 事前指名は、上記 7 及び 8 により選定された者を指名する。

(3) 指名した者に対しては指名通知を、指名しなかった者（以下「非指名者」という。）に対しては、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を、順位を付した上記 7 及び 8 の審査結果と併せて書面により通知する。

(4) (3) の通知に関しては、日本郵政株式会社近畿施設センターから行う。

## 10 失格の条件

以下の場合、失格とする。

(1) 技術資料の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(2) 技術資料の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 技術資料に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- (4) 技術資料に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

## 11 その他

- (1) 事前指名後は、平成22年9月2日(木)までに会社の住所及び連絡先(緊急連絡先を含む)を報告すること。
- (2) 事前指名後は、平成22年9月6日(月)までに電気設備・空気調和設備・衛生設備工事の協力会社を一覧に取りまとめ、連絡体制(緊急時の体制も含む)を書面にて提出すること。
- (3) 事前指名者は指名の決定後、日本郵政株式会社近畿施設センターが実施する説明会に出席すること。
- (4) 郵便事業株式会社共通事務集約支店及び郵便局株式会社共通事務集約センターとの打合せを平成22年9月下旬までに行うこと。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (6) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出期限以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 技術資料に虚偽の記載をした場合には、競争参加(指名)停止の措置を行うことがある。
- (9) 技術資料に虚偽の記載をし、その審査結果に基づき指名された場合は、これを取り消す。
- (10) 提出された技術資料は返却しない。
- (11) 技術資料提出者に関する問い合わせには一切応じない。
- (12) 工事契約は、原則として各都道府県の郵便事業株式会社共通事務集約支店又は郵便局株式会社共通事務集約センターが行う。
- (13) 本件手続に関する問い合わせ先  
上記4に示す技術資料等提出担当部署の技術資料等提出先のとおり

(表 1) 技術者の資格

工事種類	資格の種類
建築工事	1・2級建築施工管理技士、1・2級建築士、監理技術者資格者証、監理技術者講習終了証（国土交通（建設）大臣認定）

(表 - 2) 応募資格要件

確認項目	確認の着目点
1 競争参加資格の有無	建設業法第27条の29に定める建築一式に係る総合評定値の通知を受けた方で、総合評定値が技術資料の提出期限日の1年7ヶ月前までの日を審査基準日とするものであること。
2 競争参加（指名）停止の有無	技術資料等の審査基準日に、沖縄県において日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、内閣府沖縄総合事務局又は沖縄県から指名停止を受けていないこと。

(表 - 3) 応募資格要件（技術資料）

	審査項目
1 施工実績の有無	（表 5）に掲げる建物用途、かつ請負工事費が100万円（税込み）を超える新築、増築又は模様替工事での建築一式工事の施工実績2件を審査。
2 技術者数と担当技術者の資格、免許等	技術資料提出者の（表 - 1）の有資格技術者数（4名以上）及び当該工事に従事する担当技術者2名の（表 - 1）による資格等を審査。 < 担当技術者の資格を証明できる資料等の提出は、事前指名通知後、第一順位者に対して求める。 >

(表 - 4) 評価項目（技術資料）

	評価項目	評価
労務単価と諸経費率	工種別の労務単価を工種別に定めた係数等を乗じたポイント数合計（ポイント数合計には、ポイント数の小計に諸経費率（％）及び係数を乗じて算出した諸経費ポイント数を含む。）	最小のポイント数を最大の評価とする
標準工事価格	工事項目別の標準工事の総額金額（直接工事費及び諸経費等を含めた一式の総額）のポイント数合計	

(表 5) 施工実績に該当する建物用途

建築物又は建築物の部分の用途の区分
郵便局、郵便施設
国の機関の庁舎（国の機関の地方庁舎も含む）
税務署、警察署、保健所、消防署又は交番
博物館その他これに類するもの
図書館その他これに類するもの
病院又は診療所
地方公共団体の庁舎（支庁又は支所等も含む）
大学又は高等専門学校
高等学校、中学校、小学校、幼稚園、養護学校、盲学校又は聾学校
金融機関の本店又は支店その他これに類するもの

別記

平成 年 月 日

## ファクシミリ送信票

F A X : 06-6943-1964

送信先 日本郵政株式会社 近畿施設センター  
総務グループ 計画・契約担当 御中

送信枚数 本票 + 1 枚

送信内容 下記のとおり送信します。

件 名

沖縄県北部エリア内の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社施設の修繕工  
事等請負者の事前指名

郵送年月日

平成 年 月 日

書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）の写し  
別添のとおり

送信元 郵便番号

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名

連絡先：電話番号

： F A X 番号

： e-mail アドレス